



Title	「司法における心理学的問題」特集にあたって
Author(s)	伊東, 裕司; 仲, 真紀子
Citation	心理学評論, 48(3), 253-257
Issue Date	2005
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/44805
Rights	© 心理学評論刊行会
Type	article
File Information	SH48-3_253-257.pdf



[Instructions for use](#)

「司法における心理学的問題」特集にあたって

伊東裕司・仲真紀子

慶應義塾大学

北海道大学

1. 「司法における心理学的問題」

「司法」は立法、行政と並ぶ国家のはたらきのひとつであり、『広辞苑』（第5版）によれば「裁判およびそれに関連する国家作用」である。したがって本特集「司法における心理学的問題」は、「裁判に関係する、人間の心理に関する問題」ということになるであろう。

このような問題について研究する心理学の名称としては、法心理学、司法心理学、法と心理学、裁判心理学などが考えられる。しかし、以下に述べるように、これらの名称が何を示しているのかについての一般的な同意は、現時点の日本の心理学研究者の間では形成されていないように思われる。（ただし、ここでは便宜上、「司法に関連する心理学的問題」を研究する領域を「法心理学」と呼ぶことにする。）認知心理学、社会心理学、発達心理学などの各領域で行われている裁判と関わる研究が、ぼんやりと、法心理学の輪郭をつくっているとと言えるかもしれない。

司法の対象は人間の営みそのものであり、司法のプロセスもコミュニケーションや意思決定など、人間の心理学的過程に依拠している。したがって法心理学の問題は、種々の心理学の領域にわたり、数限りなく遍在するはずである。事実、裁判のプロセスに沿って考えてみても、捜査段階での被疑者の自白や虚偽自白に関する問題、目撃者の記憶の正確さに関する問題、被疑者や目撃者の意図的な「嘘」の検出に関わる問題、公判段階での冒頭陳述の理解の問題、主尋問や反対尋問の効果や証拠評価の問題、有罪無罪判断や量刑判断の問題、そして公判後の判決の受け入れや赦しに関する問題、矯正保護のあり方に関する問題、被害者の心的外傷への対処の問題など、数多くのテーマを挙げることができる。この他、広く法律的な概念の発達や獲得の問題、刑罰が人の行動や犯罪の発生

に与える影響なども、法心理学の研究テーマに含めることができるだろう。また、裁判員制度を導入しようとしているこの時期においては、裁判員（陪審員）の判断過程に関する問題や専門家証言が裁判員に与える影響なども重要な研究テーマである。

これらの研究テーマの中には、目撃記憶のように、司法との関連が明確に意識され、多くの研究がなされているものもあれば、あまり研究が進んでいないテーマもある。また、研究は行われていても、現場との直接的な関係があまり意識されていないテーマも多い。つまり、法心理学的な問題は数限りなく存在するが、心理学者によって司法との関連性が十分に認識されているもの、一部の心理学者によってのみ関連性が認識されているもの、関連性が十分に認識されていないもの等が混在しているというのが現状であろう。かくして、現時点の日本の研究者の間では、法心理学の対象となる問題についてはっきりとした合意が形成されていない、ということになる。

2. 法心理学の現状とその背景

では日本以外の諸外国ではどうであろうか。英語には法心理学、あるいは裁判心理学に相当する名称として forensic psychology がある。自らを forensic psychologist と称する心理学者も多く、forensic psychology を冠する大学のプログラムや組織も多数存在する。数多く出版されている書籍の題目からも、forensic psychology に対する一般的な合意があることを伺い知ることができる。

日本と諸外国との間のこのような相違の原因のひとつとして、日本においては心理学者の専門家の意見が裁判官などによって求められることが少ない、という事情が考えられる。アメリカやカナダなどでは、大学の研究者が弁護士の相談を受け

たり、法廷で専門家証言を行ったりする機会が多いようである。たとえば、目撃記憶などの研究領域の先駆的な研究者である E. Loftus 教授は膨大な数の専門家証言を行っている (Loftus & Ketcham, 1991)。また裁判コンサルタントという職業が存在し、検察や弁護士が裁判を有利に進めるために利用しているが、裁判コンサルタントには心理学の大学院の出身者が多いという。これは相談の内容が心理学的なものである場合が多いことを意味している。さらに、現役の法律家に法心理学の最新情報を提供するためのセミナーやシンポジウムが頻繁に企画され、一部は弁護士資格などの制度にも取り入れられている。このような形で心理学者が相談や証言を求められる問題が、まさに forensic psychology の守備範囲であり、これらの積み重ねが心理学者（や法律関係者）の間における forensic psychology の意味なのであろう。一方日本においては、近年増加してきてはいるものの、心理学者が法廷で専門家証言を行うことは欧米に比較すると少なく、裁判コンサルタントという職業も存在しない。

では、さらに遡って、日本と諸外国との間の上記のような相違をもたらしているものは何であろうか。このような相違が存在する原因の少なくとも一部は、以下のような事情であろう。日本の裁判官は、自分たちは司法の専門家であるので、人間の心理的な問題に関して的確な判断ができる、従って専門家による心理学的知識の提供は必要ない、と考えているようである (村井, 2005)。これに対し、陪審制を持つアメリカなどの国では、専門家ではない一般市民からなる陪審員が法的な判断を下す場合が多く、陪審員に適切な判断を求めるには、心理学的なことがらに関しても、適切な科学的情報が提供される必要があると考えられているのかもしれない。もちろん、通常の間人観察や常識に基づく洞察から得られた人間の心理に関する知見は、それが優れた観察力や洞察力を持つ、経験を積んだ裁判官のものであっても、科学的方法によって得られた心理学的な知見と一致しない可能性は大いにあるだろう。したがって、専門の裁判官が法的な判断を行うからといって、心理学者による情報提供がまったく必要ない、ということにはならないであろう。しかし医学や工学などの領域の場合とは異なり、人間の心理に関す

ることなら自分たちにも十分に適切な判断ができる、という認識は強く、専門家に情報提供を求めることは少ないという現状へとつながるのだと推察される。

しかし、日本においても一般市民が法的な判断にかかわる裁判員制度の導入が決定されている。したがって今後、心理学者が法廷の内外において法律関係者に相談や専門家証言といった形で情報提供を求められることは多くなると予想される。そうなれば、相談や求められる専門家証言の内容から、「日本における法心理学」のあり方が徐々に明らかになっていくのかもしれない。一方で、さまざまな法制度を整えていこうというこの時期にこそ、有効に役立てることができる心理学的知見も存在すると思われる。各領域の心理学者がそれぞれの領域の研究と司法との関連に関心を持ち、外に向けて情報を発信することによって、法心理学とは何か明らかになっていくことが望ましい。

3. 9 つの論文

ここで本特集に目を移すことにしよう。特集を組むにあたり、一つの方向としては、日本の現状に鑑み、日本での法心理学全体の輪郭を示すべく、できるだけ多くの領域から司法と関連を持つ問題を取り上げることも考えられた。しかし、これはわれわれ編者にとって荷が重い、というだけではなく、本誌のボリュームでは広範囲の問題について十分な議論をすることが難しい。そこでわれわれ自身が直接的な関心を持つ領域にテーマを絞り、集中的に論じるということに方針を固めた。このようにして議論を深めることが、司法への応用という意味でも、基礎研究への貢献という意味でも重要だと考えたからである。法心理学全体の輪郭を示し、日本の法心理学がどうあるべきかを論じることも必要だが、別の機会に別の形で追求していきたい。

さて、以上のような理由から、本特集には司法に関わる心理学的諸問題のうち主に認知心理学的な問題を論じた 9 本の論文と、各論文に対するコメントを収めた。最初の 4 本の論文は、目撃供述の正確さやその信頼性に関わる諸変数を扱ったものである。目撃者の記憶は、司法に関する問題の中でも認知心理学者が精力的に取り組んできた代

表的な問題である。本特集においても目撃証言に関する論文の数が多くなっている。

飯島・丸山・藤田論文は、目撃者の供述に影響を及ぼす社会的要因について論じている。彼らは他者からの情報が目撃供述に与える影響についての研究を、司法システムによって統制可能なシステム変数（捜査方法等）に関する研究と、司法システムによる統制が不可能であり、供述の信頼性を事後的に推定するためにしか用いることのできない推定変数（事件当時の明るさ等）に関する研究、という切り口で整理している。推定変数については、目撃者の記憶が第三者の提供する情報によって大きくゆがめられることを示し、システム変数については、ラインナップにおける不適切な教示やフィードバックが誤った識別を増加させたり、誤った識別についての確信度を増加させたりすることを示した。より適切なラインナップの手続きについても言及がなされている。

伊東・矢野論文は、目撃者の記憶についての確信度が、その記憶の正確さとほとんど関連がないという多くの心理学者により同意が得られている見解（Kassin, Tubb, Hosch, & Memon, 2001）に反し、両者の間には関連があり、確信度が目撃供述の信頼性の指標となりえる場合があると論じている。彼らも論じているように、自信に満ちた目撃証言は陪審員などにより信頼される傾向が強いので、確信度が供述の信頼性の指標となる条件、ならない条件を明らかにすることは応用的な価値が高いといえるだろう。

ところで目撃者や被害者は、事件に遭遇した際に強い情動を経験することが多い。越智論文と大沼・箱田論文は、情動が目撃者に与える影響について検討している。越智論文は、情動喚起が記憶の符号化に与える影響と保持に与える影響を区別して整理することによって、促進的影響と妨害的影響の両方が混在する実験結果を説明することができるかと論じている。大沼・箱田論文は、Loftusに端を発する事後情報効果の研究や、事後情報効果に対する情動の影響に関する研究のレビューを行ったうえで、事後情報効果のメカニズムについてのAyers and Reder (1998) のモデルを基にした、事後情報効果に対する情動の影響に関する独自のモデルを提案している。目撃に際しては強い情動を伴う場合が多いので、これらの論文が

扱っている問題は高い実用的意味を持つ。しかし一方で、これらの論文で論じられている通り、解決すべきさまざまな問題が残っていることも確かであり、今後の実証的研究の展開が期待される。

以上の4本の論文においては、主に目撃記憶の正確さと関連する変数を扱っているのに対し、続く3本の論文では、言語的な供述に主たる論点が置かれている。

仲・上宮論文は、「子どもの証言能力と証言を支える要因」というタイトルの下、前半では子どもの記憶能力、事実を伝達する能力、真実と嘘を区別する能力などの研究をレビューし、一般的に子どもには証言能力があるのか、何歳くらいから信頼性のある証言が可能になるのかを論じている。後半では、質問の形式や社会的圧力などが供述の信頼性に影響を与えることを示し、子どもから目撃供述を引き出す際にどのようなことに留意する必要があるのか、どのような面接法が望ましいのかについて論じている。

高木・大橋論文は、目撃者や被疑者の供述の言語的特徴の分析を通し、供述の信頼性を明らかにする手法について論じている。上記の諸論文が、供述の信頼性と関連する変数を当該の供述以外のものに求めていたのに対し、この論文ではそれを供述の内部に求めている。また、供述が得られたのちの事後的分析の方法ではあるが、限られた数の変数に注目するのではなく、供述の信頼性を明らかにする一連の手法を扱っている。これらの点で、本論文は上記の諸論文とは異なっている。彼らは供述の内容に焦点を当てた供述分析と、構造に焦点を当てたスキーマ・アプローチを主として取り上げ、問題点や検討課題はあるものの高い妥当性を持った方法であると述べている。

平論文は、供述の中の意図された嘘を見抜く、虚偽検出の方法について議論している。平は、工夫された質問方法（有罪知識検査、GKT）と皮膚抵抗反応をはじめとする生理指標の測定を組み合わせにより、高い精度の虚偽検出が可能であることを示している。また、日本の法的実践における位置づけや検査実施者の訓練などの実際的な側面についても論じている。

以上は法心理学における実験や実証的研究のレビューを主体とする論文であるが、最後の2本の論文は、実証的研究と司法システムとの関わりを

強く意識した論文となっている。

目撃者がもたらす情報の中で、人物の同一性識別における判断は特に重要な意味を持つ。黒沢論文は、人物同一性判断の手続きは、目撃者が目撃された人物を再認できるか否かの確認と、被疑者が目撃された人物であるか否かの確認の両方を可能にするものでなければならないとし、その手続きはラインナップであると主張している。また、心理学者によって提案された確認手続きのガイドラインについても論じている。この論文では手続きについての主張と紹介に力点が置かれており、背後にある具体的な心理学的研究のレビューについては紙面の都合もあり十分な紹介がない。これらの実証研究についても、今後ぜひ論じていただきたい。

福来論文は、アメリカの陪審制と日本において導入が決定している裁判員制度を扱っている。主として社会心理学の研究成果に基づき、制度についての解説を行い、問題点を指摘したうえで、今後日本の心理学者が早急に行わなければならない研究の方向性を示している。日本においては、まだ裁判員制度に関する心理学的研究は少ない。しかし心理学者が急ぎ検討しなければならない問題は、社会心理学的な問題に限らず、数多く存在すると思われる。本論文が裁判員制度とその問題点の理解を促し、さまざまな領域の研究者において、裁判員制度と関わる多様な問題の発見を導くものとなることを期待したい。

4. コメント論文

『心理学評論』の伝統にならい、以上の9本の論文のそれぞれに対し、コメント論文の執筆を依頼した。コメント論文は、主論文が取り上げている問題を基礎研究の見地から論じているものが多い。基礎研究と応用研究のインタラクションはそれぞれの領域に新たな問題を提起し、現象やモデルの一般化を促進する。コメント論文は、このようなインタラクションを可能にするという意味でも、新しい視点を浮かび上がらせるという意味でも重要であり、それ自体がたいへん興味深いものとなっている。そしてまた、基礎的な研究を現実の状況に対応付ける際には十分な注意が必要であることも、これらの論文によって改めて明示され

たように思う。たとえば、本特集の高橋晃氏によるコメント論文では、実験室における old/new 型の再認テストを目撃者による人物同定手続きと対応付けている。ところが実験室では各項目ごとに old/new の判断が求められ、確信度の評定も同様であるが、目撃事態における通常の手続きでは、全人物（全刺激項目）のセットに対して1回の選択が求められ、確信度の評定もその1回の判断に対して行われる。このような場合、基礎研究の知見を目撃事態にもそのまま敷衍できるのかどうか。新たな研究課題が提示されたといえるだろう。

5. おわりに

先に述べたとおり、本特集では本来法心理学がカバーするであろう数々のテーマの中から、目撃記憶や言語的供述などを中心とする、主に認知心理学的な問題を取り上げた。そのことにより、深く興味深い議論が可能になったという自負はある。しかし一方で、司法制度の改革が進み、司法に対する心理学者の関心も高まっているこの時期にこそ、社会からの具体的な要請に先立ち、日本における法心理学の輪郭をある程度具体的に示すことも重要であっただろうと思われる。本特集では担いきれなかったが、今後、さまざまな領域の心理学者や法律関係者が力を結集することで、これが可能になることを期待している。現に、たとえば2000年の「法と心理学会」の設立や菅原・サトウ・黒沢(2005)の出版など、その一歩は踏み出されているといえるだろう。

司法に関係する現実の場面では多くの要因が複雑に関連しており、すべてを考慮に入れた実証的研究は不可能といってよい。しかし、それでも心理学における科学的成果を司法に生かそうとするなら、複雑な要因をできる限り考慮に入れた、実験と実証研究の隙間を埋める理論が必要である。また、司法に関連する現実の状況は、司法制度の違いや文化や国民性などの違いから各国ごとに異なっており、海外の研究の成果を日本に当てはめることは必ずしも容易ではない。そのため、海外で十分な心理学的検討が行われている問題に関しても、日本独自の実証研究が必要である場合も多い。たとえば裁判員制度をめぐる問題などはその

典型的なものであるだろう。しかし制度の相違ばかりでなく、集団における議論や意思決定には、習慣、教育的訓練、国民性なども大きくかかわっている。こういった観点からも日本独自の研究が必要であろう。

繰り返しになるが、未解決の課題は山積みである。少しでも多くの心理学者に、法心理学的な問題に興味を持ち、研究を手がけていただきたい。本特集がそのためのきっかけの一つとなるならば、これほど喜ばしいことはない。

文 献

Ayers, M. S., & Reder, L. M. (1998). A theoretical review of the misinformation effect: Predictions from an activation-based memory model. *Psychonomic Bulletin & Review*, 5, 1-21.

Loftus, E., & Ketcham, K. (1991). *Witness for the defense: The accused, the eyewitness, and the expert who puts memory on trial*. New York: St. Martin's Press. 巖島行雄(訳) (2000) 目撃証言 岩波書店.

Kassin, S. M., Tubb, V. A., Hosch, H. M., & Memon, A. (2001). On the "general acceptance" of eyewitness testimony research: A new survey of the experts. *American Psychologist*, 56, 405-416.

村井敏邦 (2005) 刑事司法における心理学の活用可能性について 村井敏邦(編) 刑事司法と心理学——法と心理学の新たな地平線を求めて (pp. 3-14) 日本評論社.

菅原郁夫・サトウタツヤ・黒沢 香(編) (2005) 法と心理学のフロンティア I・II 北大路書房.

— 2005. 11. 6 受理 —